

京都市告示第118号

平成22年2月24日京都市告示第437号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の認定について、一部を次のとおり変更します。

令和元年5月13日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
学校法人永守学園に対する寄附金	京都市右京区山ノ内五 反田町18番地	当該法人の主 たる目的であ る業務	平成22年1月1 日以後に支出され た寄附金

(行財政局税務部税制課)